

## 建設現場環境改善モデル工事実施要領の改定概要

① 対象工事に農政部、林政部を追加

② モデル工事の実施方法

- 県土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）が発注する工事は、原則、全て「発注者指定型」で実施する。  
（ただし、災害復旧事業や現場事務所を設置しない等で実施が困難な工事を除く）  
※ 当初設計において、5,000 万円以上は建設現場環境改善すべての取組を経費計上する。5,000 万円未満は「快適トイレ」を経費計上する。
- 農政部及び林政部が発注する工事は、受注者の意向があれば「受注者申入れ」で変更対応

③ 上記①、②の改定に伴い、表現の修正及び早見表（農政部、林政部版）を追加。